

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

平成31年4月10日開会

熊本県南小国町

平成31年度南小国町農業委員会4月総会

1. 開催日時 平成31年4月10日(水)午前10時10分から午前11時00分
2. 開催場所 南小国町役場 議場にて
3. 出席委員 (9人)

1番 杉 安 申 歳 委員	2番 佐 藤 省 市 委員
3番 松 崎 久美子 委員	4番 下 城 孔志郎 委員
5番 佐 藤 竹 良 委員	6番 村 上 文 秋 委員
7番 河 津 篤 委員	8番 北 里 丈 夫 委員
9番 穴 井 堅 委員	
4. 欠席委員 (1名)

10番 武 田 時 吉 委員

5. 会議録署名委員の指名 (5番委員、7番委員)
6. 議案第 1 号 農業委員会事務局職員の任免について
7. 議案第 2 号 平成31年南小国町農用地利用集積計画の決定について
8. 議案第 3 号 南小国町農業振興地域整備計画変更調整について
9. 議案第 4 号 南小国町農地賃借料情報について
10. 議案第 5 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
11. 議案第 号 その他
13. 職務のため議場に出席した事務職員(4名)

事務局 長 本 田 圭 一 郎
事務局 職員 高 村 竜 二
事務局 職員 麻 生 孝 哉
事務局 職員 佐 藤 亮

○会長

おはようございます。

それでは南小国町農業委員会の4月の総会をただ今から開会いたします。

まず本日は10番の武田時吉委員が欠席をいたしております。欠席は1名でございますが定足数に達しておりますので総会は成立しております。

本日から推進委員の方にも全員出席をお願いしておりますのでございますけれども、1名村上秀訓さんが欠席ということでもあります。

今から始めたいと思います。

それでは日程第1の会議録署名委員の指名を私のほうからさせていただきます。

5番 佐藤竹良委員。7番 河津 篤委員をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

それではですね、議事に入る前にですね農業委員会の憲章の唱和をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

南小国町農業委員会憲章唱和（省略）

議案第1号 農業委員会事務局職員の任免について

それでは議事のほうに入っていきます。

日程第2「議案第1号 農業委員会事務局職員の任免について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。1ページをお願いいたします。

【議案第1号 農業委員会事務局職員の任免について詳細に説明】

補足の説明をさせていただきます。

今回4月1日の人事異動に伴いまして、昨年までですね農林課には審議員という職、立場がいませんでした。それが新しく役職として一名増という形になってきました。また、室原という係長がいたんですが異動となりまして、麻生孝哉係長がまいりました。従来ですと3人が4人になりまして、3人の時でも農業委員会の事務局というのは2名という形で任命をしていたんですけれども、より一層の農地法に準じた、より一層の農業委員会の活発的な動きを含めて行うということで今回、新しく2名を追加しまして農業委員会事務局としては4名という形で動きたいというふうに思っております。

以上です。

○会長

はい。事務局から説明したとおりですね、今回から職員が2名増えて農業委員会事務局の体制もですね非常に強化させていただくことができました。新たにですね農地利用最適化の関係の業務をですね増えて現場を回ったりするときも職員がですね、やはり農林課の職員の皆さんに手伝っていただいでですねでているような状況でもありましたので、そういうところも考慮し

ていただいているのではないかなと思っておるところであります。
それでは農業委員会の事務局職員のですね今回2名任命することに賛成の方
は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので任命することといたします。

それでは辞令を交付いたします。

会長より、高村竜二・麻生孝哉に辞令交付

事務局から補足説明があるそうです。

補足させていただきます。

今、議決をいただきましたので事務局側に二人を座らせていただきますので
ご了承をお願いいたします。

それと事務局職員につきましては、農業委員会の会長の指揮の下でという
形になっておりますので、先ほどの辞令交付の中で読んでいただいたとおり、
村上会長の指揮の下でという形にさせていただいておりますので、そこも含
めてよろしくをお願いいたします。今後ともどうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局長

○会長

議案第2号

平成31年南小国町農用地利用集積計画の決定について

それでは続きまして日程第3、「議案第2号 平成31年南小国町農用地
利用集積計画の決定について」上程いたします。事務局から説明をお願いし
ます。

今回関係者がですね2名おられますが、説明だけは先にして質疑のところ
からですね退席をしていただいて審議をしたいと思いますので、まず事務局
説明のほうをよろしく申し上げます。

○事務局長

はい。2ページをお願いいたします。

【議案第2号 平成31年南小国町農用地利用集積計画の 決定について詳細に説明】

次のページをお願いいたします。

受付コード 31010 登録区分 新規

利用権の設定を受けるもの ○○○○ ○○○○○○○○○○。利用権の設
定をするもの ○○○○氏。住所は省略させていただきます。

利用権を設定する土地 大字赤馬場○○○○○○○-○ 現況地目 田。面積
695㎡。設定する利用権 利用内容 田。期間31年4月1日から34年
3月31日までの3年間となっております。利用権の種類は賃借権ござい
ます。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等としまして、農作業従事日数300日。構成員は5名という形になっております。詳細については以下のとおりでございます。

次のページになります。

受付コード 31011 登録区分 再設定

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。利用権の設定をする者 ○○○○氏。同じく住所は省略させていただきます。

利用権を設定する土地 大字満願寺○○○○○○○-○。現況地目 田。面積3861㎡。同じく○○○○-○。田。面積178㎡。設定する利用権は利用内容 水稻。期間が31年4月1日から36年3月31日までの5年間。利用権の種類は賃借権でございます。同じく○○○○-○についても設定する利用権については同じ内容となっております。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等としましては、年齢64歳。農作業従事日数は300日。詳細については以下のとおりでございます。

続きまして受付コード 31012 登録区分 再設定

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。利用権の設定をする者 ○○○○○氏。住所については省略させていただきます。

利用権を設定する土地 大字中原字○○○○○○○○○-○。現況地目 田。面積2,415㎡。同じく○○○○○。畑。1,000㎡。合計3,415㎡となっております。設定する利用権としまして、利用内容 水稻。31年4月1日から36年3月31日までの5年間。利用権の種類は賃借権でございます。○○○○○につきましては利用内容が野菜となっております、その他の設定については同じとなっております。

利用権の設定等を受ける者の農業経営等の状況につきましては、年齢39歳。農作業従事日数は300日となっております、詳細については以下のとおりでございます。

続きまして受付コード31013 登録区分 新規

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。利用権の設定をするもの ○○○○○氏。住所については省略させていただきます。

利用権を設定する土地としまして、大字満願寺字○○○○○○○-○。現況地目 田。面積492㎡。同じく○○○○○。現況地目 田。2,317㎡。同じく○○○○○。現況地目 田。198㎡。合計3,007㎡となっております。設定する利用権につきましては、3筆ともすべて同じとなっております、利用内容は水稻。31年4月1日から36年3月31日までの5年間。利用権の種類は賃借権となっております。

設定を受ける者の農業経営状況は、年齢66歳、農作業従事日数は300日。詳細については以下のとおりでございます。

続きまして、受付コード31014 登録区分 新規

利用権の設定を受けるもの ○○○○氏。利用権の設定をする者 ○○
○氏。住所については省略させていただきます。

利用権を設定する土地としまして、大字満願寺字○○○○○○○○-○。現況
地目 田。面積902㎡。同じく○○○。現況地目 田。面積2,844㎡。
合計3,746㎡となっております。設定する利用権につきましては、2筆
とも同じ状況となっております、利用内容が牧草。期間31年4月1日か
ら36年3月31日までの5年間。利用権の種類につきましては賃借権とな
っております。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況等としまして、年齢41歳。農作業
従事日数300日となっております、詳細については以下のとおりでございます。

続きまして、受付コード 31015 登録区分 再設定

利用権の設定等を受ける者 ○○○○氏。住所は 南小国町大字○○○○
○○○。利用権の設定をする者 ○○ ○氏。○○○○○○○○○○○○○○
○○○○-○。利用権の設定をする土地としまして、大字満願寺○○○○○
○○-○。現況地目 田。面積1,745㎡。設定する利用権は、利用内容
は牧草。31年4月1日から41年3月31日までの10年間。利用権の種
類は賃借権でございます。

設定等を受ける者の農業経営の状況としましては、年齢41歳。農作業従事
日数は300日となっております。詳細は以下のとおりとなっております。

続きまして 受付コード31016 登録区分 再設定

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。利用権の設定をする者 ○○○○
○氏。住所については省略させていただきます。

利用権の設定をする土地、大字中原字○○○○○○○○番地。現況地目 田。
面積1,524㎡。設定する利用権、利用内容としては米。期間31年4月
1日から41年3月31日までの10年間となっております、利用権の種
類は賃借権となっております。

設定等を受ける者の農業経営の状況としましては、年齢37歳。農作業従事
日数は330日となっております。詳細は以下のとおりとなっております。

続きまして 受付コード31017 登録区分 再設定

利用権の設定を受ける者 ○○○○○氏。利用権の設定をする者 ○○○
○氏。住所については省略させていただきます。

利用権の設定をする土地としまして、大字赤馬場○○○○○○○○-○。現況
地目 田。面積1,612㎡。同じく○○○○○。現況地目 田。面積540
㎡。同じく○○○○○-○。現況地目 田。371㎡。同じく○○○○○-○。
田。951㎡。同じく○○○○○-○。田。492㎡。同じく字○○○○○○○
-○。田。2,304㎡。合計6筆の6,270㎡となっております。設定
する利用権につきましては、利用内容としては全筆同じ内容となっておりま
して、利用内容は水稻。31年4月1日から34年3月31日までの3年間。

利用権の種類は賃借権となっております。

設定等を受ける者の農業経営の状況としましては、年齢58歳。農作業従事日数は300日となっております。詳細は以下のとおりとなっております。

続きまして、所有権移転関係ということで 受付コード31018

所有権の移転を受けるもの 熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺○○○○番地○。○○○○ ○○○○ 代表取締役 ○○○○。所有権の移転をする者 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 公益財団法人 熊本県農業公社理事長 島田邦満

所有権を移転する土地につきましては1筆でございます。南小国町大字満願寺字○○○○○○○-○。地目につきましては登記簿・現況共に田。面積2,846㎡。利用目的 水田。10a当り単価358,398円。対価1,020,000円となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等としまして、○○○○○○○○○は設立が平成20年2月15日ということになっておりまして現在11年目となっております。農地の合計面積が7,878㎡を利用しまして現在されておりまして、従業員が2名。農業専従者のところに記載がございますけれども、従業員が2名という状況の中で運営を行っているという状況でございます。

事務局からの説明以上ですが、この所有権移転の部分だけ若干補足説明を事務局のほうからをさせていただきます。

○事務局

はい。補足の説明をさせていただきます。

こちらの受付コード31018につきましては、先月の総会でもありましたけれども、農地の売買の特例事業ということで、農地の出し手の方が農地バンク。ここでいう熊本県農業公社のほうに農地を売りまして、今回の案件は農業公社からこちらの買い手ですね、○○○○ ○○○○のほうに所有権を移転するという流れになっております。

以上です。

○会長

はい。ただ今事務局から説明がありました。質疑が始まる前にですね、受付コード31010につきましては、○○○○ ○○○○○○○○○関係の4番委員がおられますので退席をお願いします。

(4番委員退席する)

まずこれからこの1件について質疑を行います。この件について質問等ありませんでしょうか。

受付コード31010について質問等ございませんでしょうか。

推進委員の方もですね質問の質疑等についてはできますのでよろしくお願ひしておきます。

質問等ございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

はい。ないということですので受付コード31010について採決を

行います。

これについて決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。委員全員挙手でありますので決定することといたします。

4番の下城委員は席にお戻りください。

(4番委員席に戻る)

続きまして、受付コード31011について質問をお受けします。

その前に2番佐藤省市委員が関係しますので退席をお願いします。

(2番委員退席する)

それでは質問をお受けします。

質問等ございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

はい。ないということですので受付コード31011について採決を行います。

決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。委員全員挙手でありますので決定することといたします。

佐藤省市委員はお戻りください。

(2番委員席に戻る)

続きまして31012から31018までですね一括して質問をお受けしたいと思いますので質問のある方は挙手お願いいたします。

(9番委員手をあげる)

はい。9番穴井堅委員

○9番委員

はい。31013の受付番号でございますが、利用権の設定を受ける者が○ ○○さん。設定をする者が○ ○○さんですかね。この件ですが、この借賃のところが10アール当たり60円となっておりますが、これはいかがなものでございませうか。おたずねです。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。事務局から説明をさせていただきます。

大変申し訳ありません。記載がですねわかりづらかったかと思うんですけども、当初1万4千円というふうに記載があったものを訂正いたしまして、反当り60kgになりますので、そういうことでよろしくをお願いいたします。

以上です。

○会長

はい。よろしいですか。

○9番委員

はい。

○会長

他に質問ございませんでしょうか。

(7番委員手をあげる)

7番。河津 篤委員。

- 7番委員 受付コード31018についてですけれども、農業公社が売却して、反当りの35万円とありますよね。これについては基盤整備の土地ですかそれとも普通の田んぼの土地の単価でしょうか。評価によってですね数字が異なると思いますが。
- 会長 事務局から補足説明をお願いいたします。
- 事務局長 基本的にこちらが判断するとかですねそういった部分の権原という部分はないんですが、基本的には農地の状況としましては、基盤整備をやったとかそういうところではございません。ただ小規模整備補助金とかを使って、過去に部分的にですねやった経緯はあるのかな、というふうに考えております。そういった中で、熊本県農業公社のほうで農地バンクという制度を利用して全般的に遊休農地の解消とか担い手への解消とか、そういったところを含めてやっておりますので、その中では当然地域差そういったものも含められていると思いますし、公正な、妥当なといえますか、そういった単価になっているかというふうに判断しております。
- 7番委員 はい。わかりました。
- 会長 他に質問ございませんでしょうか。
(4番委員手をあげる)
4番下城孔志郎委員。
- 4番委員 農業公社のところなんですが、同意印というのは必要ないんですか。農業公社の同意印というのは。
- 会長 同意印ということですが、事務局から説明をお願いいたします。
同意があるか、いらぬか。
(事務局手をあげる)
はい。事務局。説明をお願いします。
- 事務局長 すみません。今回のこの農業委員会におきますこの書類の提出に関しましては当然同意印は必要だと思っております。しかしながら今回について同意印は押されておられませんけれど、同意印があったものとしてご理解いただければと思っております。当然のことながら農地バンク制度を利用して、農業公社が所有権の移転を受ける者に対して行いますので、100%といえますか確実に同意はあつたうえでの所有権移転となっておりますので、ご理解いただければと思います。
- 会長 はい。今事務局から説明があつたようなことでよろしいでしょうか。
- 4番委員 はい。
- 会長 はい。いいということです。
質問ではありませんけれども、この件はいつ提案した事案だったですかね。
- 事務局 2月の総会で、〇〇〇〇〇さんから農業公社にという利用権設定でした。
- 会長 わかりました。
他に質問ございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

質問がないということですので、受付コード31012から31018までについて一括して採決をしたいと思います。

決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので決定することといたします。

本日提案しました9件につきましては、南小国町町長へ報告することといたします。

議案第3号

南小国町農業振興地域整備計画変更調整について

それでは続きまして日程第4「議案第3号 南小国町農業振興地域整備計画変更調整について」上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。12ページをお願いいたします。

【議案第3号 南小国町農業振興地域整備計画変更調整について 詳細に説明】

次のページをお願いいたします。

受付番号 1

申し出者<事業計画者>阿蘇郡南小国町大字○○○○○○番地

○○○○ ○○○ 代表取締役 ○○○○氏。

<所有権者>阿蘇郡南小国町大字○○○○○○番地○ ○○○○○氏。

申し出物件 農地所在地番 大字満願寺字○○○○○○番地。同じく○○○○番地。地目は共に田。面積○○○○番地が945㎡。○○○○番地が201㎡。2筆で1,146㎡となっております。目的は旅館の駐車場ということで、その理由としまして、申請人経営の旅館は土日祝日の宿泊客が多く、駐車場が不足しているため、旅館に隣接する当該農地を旅館駐車場として転用する必要があるため。ということの理由となっております。

次のページに所在地、それと別にお配りしています農振計画変更調整現地確認写真ということで現況の写真をご確認ください。

参考としまして、中山間地域直接支払い等の交付金の対象外の土地という形になっております。

以上で説明を終わります。

○会長

はい。ただ今事務局から説明がございました。

担当地区委員の説明をお願いいたします。

(2番委員手をあげる)

- 2番委員 2番、佐藤省市委員。
この件につきまして、先日〇〇〇〇さんが来まして旅館のほうも3軒ありまして、土日とか祝日とかですねその時宿泊客が多くて駐車場がかなり不足しているため、旅館に隣接している当該農地を旅館駐車場として転用する必要があるので皆さんのご審議をよろしくお願いします。
- 会長 はい。ただ今事務局並びに担当地区委員から説明がございました。
この件について質問等ございませんでしょうか。
質問等ございませんか。
(ありません。の声あり)
ないというようなご意見でございますので、採決に移りたいと思います。
南小国町農業振興地域整備計画変更調整について承認する方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)
はい。全員挙手でありますので承認することといたします。
この件については南小国町町長へ報告することといたします。

議案第4号 南小国町農地賃借料情報

- 事務局長 それでは日程第5「議案第4号 南小国町農地賃借料情報について」上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
はい。15ページをお願いいたします。
【議案第4号 南小国町農地賃借料情報について詳細に説明】
次のページをお願いいたします。
南小国町農地賃借料情報
平成30年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっています。
平成31年4月10日 南小国町農業委員会
平均額14,200円、最高額54,000円、最低額5,400円、データ数69となっております。
参考までに、平成29年の賃借料の情報は金額が平均額14,000円、最高額が30,000円、最低額が5,500円、データ数53となっております。
下の注意書きの2番目になりますけれども、賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、60kgを13,500円に換算をしております。
説明は以上でございます。
○会長 ただいま事務局から説明がございました。この件について質疑を行いたいと思います。質問等ございませんでしょうか。

質問等ございませんか。

(ありません。の声あり)

質問がないというようなご意見でございますので、採決に移らせていただきます。

南小国町農地賃借料情報について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので決定することといたし、情報を提供することといたします。

議案第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について

続きまして日程第6「議案第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。19ページをお願いいたします。

大変申し訳ありません。南小国町農業委員会会長 村上文秋の公印が押していないかと思えます。大変申し訳ございません。この後、総会の後に確実に公印を押させていただくということで、併せてご了解をいただければと思います。大変申し訳ございません。

【議案第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について詳細に説明】

次のページをお願いいたします。

受付番号1

賃貸人(〇〇)〇〇 〇氏。賃借人(〇〇)〇〇〇〇氏。申請物件 大字 中原〇〇〇〇〇〇〇-〇。台帳・現況共に田。面積1,651㎡。合意成立日・合意解約日共に平成31年3月25日。土地引渡期限平成31年4月1日。理由としまして双方の合意による解約という形になっております。

説明は以上でございます。

○会長

はい。ただ今事務局から説明がございました。18条について質疑を行います。

質問等ございませんでしょうか。

(9番委員手をあげる)

9番 穴井 堅委員。

○9番委員

はい。住所は〇〇ではなく〇〇〇ではないでしょうか。

○会長

事務局説明をお願いします。

○事務局長

はい。9番委員の質問にお答えいたします。

ご指摘のとおりかと思えます。今一度確認したうえで、〇〇〇というところで正しければ訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

○会長

はい。住所が間違っておりますので訂正のほうをよろしくお願いいたします。

他に質問ございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

ないということでございますので、採決に移らせていただきます。

農地法第18条第6項の規定による通知について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので、このことについては承認することといたします。

事務局から補足をお願いします。

○事務局長

すみません。議案第5号につきまして、議決をいただいた後になるんですけども、先ほどの公印の件、それと別紙の〇〇の修正については議決いただいた後に皆さんにお配りするという形でさせていただければというふうに思っております。

以上です。

○会長

どうもありがとうございました。

そ の 他

本日の提案している議案はこれで終わりましたけれども、その他何かございませんでしょうか。

はい。ないようでありますので本日の総会はこれで閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

平成31年4月10日

南小国町農業委員会会長

署 名 委 員 5 番 委 員

署 名 委 員 7 番 委 員

会 議 録 調 整 者 佐 藤 亮

本 誌 表 紙 共 枚